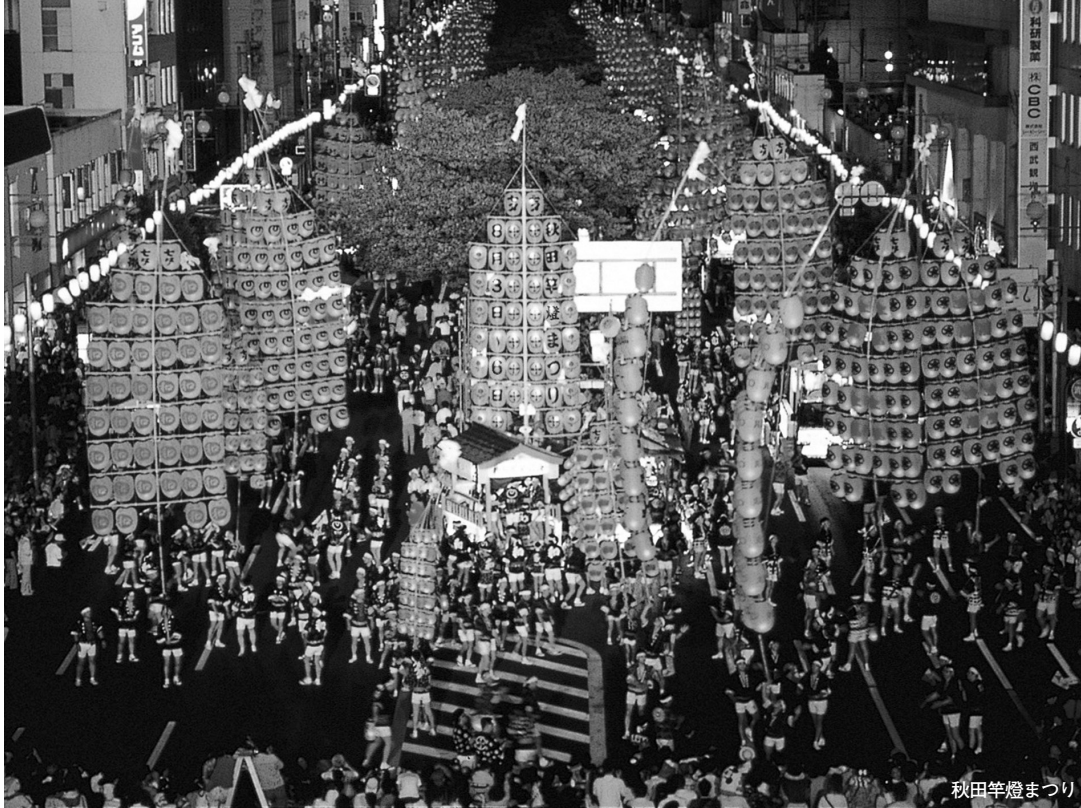




秋田竿燈まつり

防火管理意識の希薄さを是正するために 消防法第17条の4第1項命令を 発した事例

秋田市消防本部

秋田市の概要

秋田市は秋田県のほぼ中央部に位置しており、東には霊峰太平山を擁する羽羽山地、西には夕日の美しい日本海が広がる自然豊かな街である。

秋田市の街の歴史は、慶長7年（1602年）に始まる。常陸太田（茨城県）の城主であった佐竹義宣が、秋田に国替えとなったのがこの年。その後、同9年に久保田城（現在の千秋公園）を築城し、約270年にわたって秋田は佐竹氏の城下町として栄えた。市内中心部のまちの構造は、城下町時代の町割りがその原型となっている。

明治22年、全国38の市制施行地の一つとして「秋田市」が誕生、平成9年には「中核市」に指定された。

秋田市消防本部の立入検査体制

当消防本部は、昭和23年3月に発足し、現在は1本部（5課）・5署・2分署・7出張所で組織しており、職員400名体制で秋田市民325,000人が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいる。

予防体制は、本部予防課10名（予防課長、予防課長補佐、予防担当4名、危険物担当2名、調査担当2名）が、消防同意、設備検査、危険物許認可、そして署が行う火災原因調査への派遣・助言等を行っている。

立入検査体制については、本市では防火対象物数10,082件および危険物施設数1,735施設の用途、規模等に応じて大きく4つに区分（8つに細分）し、区分に応じた期間ごとに定期的に立入検査を実施している。

防火対象物の立入検査の主体は署で、署長等を除くすべての署員が担当業務に関係なく管内防火対象物を毎月1回（春・秋の火災予防運動、12月の歳末特別警戒時は2回）2名一組で非番日に実施しており、実施率は毎年約30%となっている。

危険物製造所等への立入検査は本部予防課が主体となって、製造所、屋外タンク貯蔵所など重要施設について年度計画に基づき実施しているもので、危険物施設に係る違反処理一切については、すべて本部予防課で行うこととしている。

従来、査察の執行にあたっては昭和45年に定めた「火災予防査察事務処理要領」により運用していたが、平成13年歌舞伎町の火災以降、「立入検査マニュアル」および「違反処理マニュアル」が示され、全国的に違反処理の気運が高まったことなどから、本市では平成16年7月「秋田市査察規程」を制定、同年10月に「秋田市査察事務処理要領」を定め、違反是正に向けての査察体制を構築している。

消防法第17条の4第1項命令を発した事例

今回紹介する事例は、市内中央を流れる旭川沿いに栄える繁華街、通称「川反」にある飲食店ビルにおいて、消防用設備等の設置維持命令（消防法第17条の4第1項）を発した事例である。

川反は大正末期から昭和の初期には料亭が軒を並べ、芸妓置屋が40軒もあるなど



旭川右岸 川反の街並み

「川反芸者」で名の知れた歴史ある秋田を代表する繁華街である。しかし、時代の流れとともに昔ながらの風情を残す建物等は次第に姿を消し、今は耐火造の飲食店ビルと木造の飲食店長屋などが混在、そして密集しており、過去数回大きな火災が発生するなど、警防活動上においても特に警戒が必要な場所でもある。

本件防火対象物の概要

(1)対象物の概要

建築年月：昭和48年10月

建物構造：耐火造地下1階地上2階建

面積：建面積 970㎡、延面積 2,804㎡

用途：3項口（飲食店）

命令発出時入居テナント数：28店舗

(2)命令事項

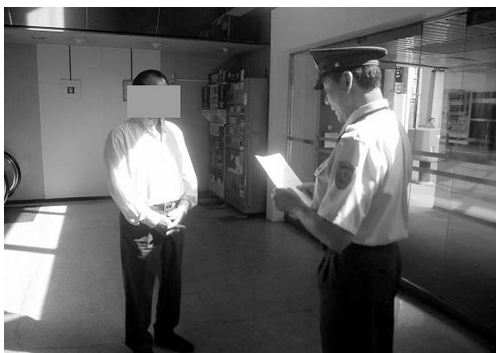
- 自動火災報知設備の受信機型式失効
- 自動火災報知設備の感知器未警戒および作動不良
- 非常警報付加設備（放送設備）未設置
- 誘導灯の非常電源劣化
- 連結散水設備の散水ヘッド未設置箇所、陥没箇所の改修

(3)その他の違反事項

消防計画の作成、消防訓練の実施、屋内消火栓設備関係、防火戸等避難施設の管理、消防用設備等点検結果報告関係、防火対象物点検および報告、テナント内の防災関係ならびに火気使用器具関係など、違反事項は建物全体にわたる。

命令書交付までの流れ

平成20年4月での立入検査では、継続した法令違反が多岐にわたり、すでに警告書（一次措置）を交付しているものを含め、従前からの違反事項は全く改修されていない状況であった。その上、関係者に改修の意思が全うかかえないうことなどから、名あて人となるビル所有者



命令書の読み上げ、手交状況

（法人代表取締役）およびその息子の常務取締役、そして防火管理者を来庁させ最終となる警告書を手交し、改修のめどについて事情聴取を行うとともに質問調書を作成した。

関係者の供述によると、改修できずにいるのは予算的なことであること。また、違反発生の理由として、テナントの入れ替わりがあるごとに内部改修を請け負った業者が勝手に工事を行い、感知器の未警戒や連結散水設備のヘッド未設置、ヘッドの陥没、配管の撤去が発生しているとのこと。入居の際、これらの件についてビル側があまり関与していないことなど、管理権原を有する者として消防用設備等を適正な状態に維持管理するという防火管理意識の希薄さが感じられた。

警告書の改修指定期日である7月を経過したことから、これ以上の遅延はふさわしくないと判断し、再三の電話指導および来庁指導を行うも「改修に向け努力します」というあいまいな回答しか得られなかった。提出された改善計画書の内容も「指摘された箇所については来年4月より工事着手し、段階的に改善するよう努力します」というものであった。

その間、状況が進展しないことから、命令書交付を前提に処理することとし、消防本部予防課ならびに市法制担当とも協議・検討を重ねた。

市法制担当には、命令書交付にあたり消防側に瑕疵がないか、あるいは処分取り消しの



標識の貼り付け

訴えが提起された場合の対応など、法的な対応や準備について指示・指導を受けた。

10月、地方法務局から現在事項証明書を取得し、「会社法人用全部事項証明書（謄本）」「代表者事項証明書」「土地・建物に係る登記事項証明書（謄本）」の交付を受けた。

その後、12月には署員6名で再度立入検査を実施し、実況見分調書を作成した。

年が明け、ビル所有者に改修に係る進捗状況を確認したところ、資金調達が難航しているが、融資の話が決まりしだい直ちに工事に着手する旨の回答があった。

しかし、改修計画書に書かれた改修期日である4月になっても、具体的進展がないことから、ビル所有者を来庁させ2回目の質問調書をとった。

また、法第17条違反は弁明の機会の付与が必要な不利益処分には該当しないものであるが、あえて申し開きの機会を与えることとし、7月に現地に出向き「弁明の機会付与通知書」を手交した。

弁明の機会を付与した理由は、平成17年に同じく違反処理を行った際、改修に向けて非常に効果的に進むことができた前例があったため、弁明書の内容によって命令を行うとか、行わないとかという判断材料とするものではなかった。なお、弁明書の提出期限は10日後に設定したが、提出期限になっても弁明書の提出はなかった。

その後も、ビル所有者から「融資の話がまとまるまで待っていただきたい」など再三の延期願いがあったものの、最終的には何ら具体的な動きがないことから、一次措置済みである違反事項5件について9月18日命令書を交付した。

命令書の交付および公示等

(1)命令書は、当該防火対象物において、ビル所有者（名あて人）に読み聞かせ、手交し、併せて防火対象物入口に標識を設置した。

(2)公示は標識のほか、秋田市公報への掲載、秋田市掲示場（18カ所）への掲出、さらに消防本部ホームページへの掲出を行った。

(3)上記の他、入居テナント関係者に対し、当ビルが消防法違反であるため命令書を交付する事実、さらにビル入口に標識を設置する旨の文書を送付した。このことは、テナント関係者に火災発生時には重大な人命危険が生じるおそれがあることを認識してもらい、十分注意してもらうよう注意喚起の意図と、テナントと消防との間での無用なトラブルを回避する狙いもあった。事実、その後においてテナントからの問い合わせ等はなかった。

履行状況について

警告書を交付し、命令を発するまでの間に、消防計画の提出、消防用設備等点検結果報告書の提出、防火戸等避難施設の改修、さらにテナント内防災関係・火気使用器具関係は改修されたのを確認した。

命令事項では、命令書を交付した日の午後、ビル所有者が改修計画についての報告のため来庁し、自動火災報知設備の改修について、本日、設備業者と契約した旨の報告を受けた。

なお、新規としての設置工事となった自動火災報知設備については、平成21年12月3日付けで検査済証を交付するとともに、対象物入口に掲示してある標識の自動火災報知設備に係る部分をテープでマスキングし再掲出した。

第1号様式

消 防 法 に よ る 命 令 の 告 告

防火対象物の所在地 秋田市大町 [マスキング]
 防火対象物の名称 [マスキング]
 命令を受けた者の氏名 [マスキング] 株式会社
 代表取締役 [マスキング]

この防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）に違反しているので、平成21年9月18日付けで消防法第17条の4第1項の規定に基づき、次の事項を命じたものです。

命令事項

- 1 [マスキング]
- 2 [マスキング]
- 3 平成21年11月20日までに建物全体に非常警報設備（放送設備）を設置すること。
- 4 平成21年11月20日までに避難口誘導灯および通路誘導灯の非常電源の劣化箇所を改修すること。
- 5 平成21年11月20日までに連結散水設備の散水ヘッドの未設置箇所および漏れ箇所を改修すること。

平成21年9月18日
秋田消防署長

注意
 1 この標識は、消防法第17条の4第3項の規定に基づき設置したものである。
 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

マスキングした標識（起案例文）

第3号様式

火災予防上の命令を受けている対象物

消防法令に基づく命令を受け、公示されている防火対象物は次のとおりです。

防火対象物の所在地	秋田市大町 [マスキング]
防火対象物の名称	[マスキング]
命令を受けた者	代表取締役 [マスキング] 株式会社
命令事項	1 平成21年11月20日までに自動火災報知設備の受信機を新規格品に交換すること。 2 平成21年11月20日までに自動火災報知設備の感知器の未設置箇所および動作不良箇所を改修すること。 3 平成21年11月20日までに建物全体に非常警報設備（放送設備）を設置すること。 4 平成21年11月20日までに避難口誘導灯および通路誘導灯の非常電源の劣化箇所を改修すること。 5 平成21年11月20日までに連結散水設備の散水ヘッドの未設置箇所および漏れ箇所を改修すること。
所轄消防署名	秋田消防署
履行状況	1および2に係る自動火災報知設備の不備事項については、平成21年12月3日で改修済み。

以上

※ 命令後においても、引き続き履行を促しています。
 内容に変更がない場合は更新しません。

ホームページに履行状況記載

また、ホームページの掲出についても履行されたことがわかるように、履行状況欄を設け「1 および2に係る自動火災報知設備の不備事項については平成21年12月3日すべて改修済み」と赤字で記載した。

催告書の交付について

命令書による履行期限が経過したことから、

再度立入検査を実施し履行されていない命令事項について催告書を交付し履行を指示した。

催告書の交付期間について、市法制担当と協議した結果、市法制担当からは「決められた期間はないものの、実務上長い間対応しないと、その間何かあった場合不都合が生じるおそれがある。通常、催告書を交付するのは1カ月を超えない期間であるが、相手方が改善に向けて対応できる期間で実施した方が良いのではないか」ということから、以降の確認期間については3～4カ月を目途に実施することとした。

命令の解除について

本件対象物は、平成23年1月1日をもって休館となった。地元新聞でも「往年の社交場として名をはせたビルの幕引き」と取り上げられた。

所轄署では、休館状態を覚知後、関係者に連絡をとり確認査察を行った。

防火対象物の状況は、ビル内にあった管理事務所は移転、入居テナントとはすべて契約解除されており、電力契約も解除し、出入口は施

錠され、さらに「全館設備改修工事予定のため休館いたします」の貼り紙がされていた。

今後について、立会者である常務取締役から聴取した内容は、時期は未定であるがリニューアルし再開したいとのことで、その際に消防用設備を含む建築設備すべてを改修する意向であった。

以上のことから、命令継続の適法性について検討することになった。

休業中の防火対象物の取り扱いについては、昭和50年消防安第65号により示されており、防火対象物の現状があきらかに休業状態であること、防火対象物用途が発生しないことから消防法第17条の適用は受けないとされること、また客観的な火災危険や人命危険がないことなどから、命令を解除すべきと判断、市法制担当とも協議し、3月3日付けで命令を解除した。

おわりに

今回の違反処理にあたりビル所有者とのやりとりから感じたのは、「消防は命令までかけることはないだろう」、「改修予定をあいまいにしていれば、そのうち何とかなるだろう」という安易な考え、対応が垣間見られたことである。管理権原者としての防火管理意識の欠如はさることながら、過去の消防機関による査察指導が、ビル所有者にとってさほど重みのあるものではなかったとしたら、それは我々が反省しなければならない点であることを痛感した。

今までのように任意による是正を促す程度の行政指導ではなく、「本気に違反是正に取り組んでいるんだ」という姿勢を見せることが必要であることを学んだ。

警告から命令の発出まで、そして解除に至るまで、多くの職員が今回の違反処理に係わったことは、職員個人としての違反処理能力の向上はもちろん、組織としても確実に成長を遂げたものと確信している。

様式第18号（査察規程第40条関係）	
秋 消 第 2 3 2 8 号 平 成 2 3 年 3 月 3 日	
秋田市大町 [redacted] [redacted] 株式会社 代表取締役 [redacted] 様	
秋 田 消 防 署 長 [redacted]	
命令解除通知書	
所 在	秋田市大町 [redacted]
名 称	[redacted]
用 途	飲食店
あなたの所有する上記の対象物について、平成21年9月18日付け秋消達第1号による命令については、下記の理由によりこれを解除したので通知する。	
記	
解除の理由 消防法第17条第1項の防火対象物に該当しなくなったため解除するもの。 ただし、営業を再開する場合はあらかじめ秋田消防署と消防法令に適合していることを確認すること。命令事項を履行せずに解除前の用途で営業を再開した場合は、消防法第17条の4第1項の規定に基づく命令を行うことがある。	

命令解除通知書